

○「川越市公立保育所のあり方」における見直しの方向性（案）

現行の「公立保育所のあり方」			見直しの方向性（案）
公立保育所の役割等		役割の具体例等	
①地域における子育て支援拠点としての役割	地域の子育て家庭を支援する役割	子どもや保護者が孤立することのないよう、保育や子どもに関する身近な相談の場を提供する。	地域の基幹となる公立保育所の役割として、子育て世帯の身近な相談の場となるよう、保育士等の負担を考慮しつつ、整備を行う。
		子育て親子の交流の機会を提供するなど、保育施設に通園していない在宅で子育てを行う家庭を含め、すべての子育て家庭への支援を図る。	国の動きを踏まえ、全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭に対する支援を強化するものとして新たに創設された「こども誰でも通園制度」に関する内容を追記する。
	地域での課題解決のため、交流や連携を行う役割	次世代育成支援として、小中学生の体験学習や実習生の受入れや、世代間交流として、高齢者との交流などに取り組む。	引き続き、公立保育所として、次世代育成支援や世代間交流に取り組んでいく。
		子育てに関する相談への対応、民間保育施設への支援や、地域での課題解決のため、子育て支援に関わる様々な団体や、子育て支援センター、児童発達支援センター、学校、民生委員・児童委員、地域住民などの関係機関等との連携を図る。	地域の基幹となる公立保育所として、子育て支援に関わる様々な機関や団体等との更なる連携を図る。
②保育技術の向上と民間との共有による保育の質を確保する役割	保育技術の向上に努め、地域全体で保育の質を確保する役割	公立と民間の運営主体に関わらず、どの地域においても高い水準の保育が提供されるよう、長い年月をかけて公立保育所で培った保育を、今後も若い保育士に継承するとともに、質の高い保育に関する研究や、保育の実践を通じた人材育成に努め、保育の質の確保につなげていく。	保育の質を高めるために実施する「年齢別研究会」について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大（以下、「コロナ禍」という）を受け、民間保育所の保育士の参加がなくなっている状況にあるため、民間保育所からも参加してもらえるよう調整を図る。
	民間との共有による保育の質の確保と保育技術の向上を図る役割	公立保育所と民間保育所における交流や情報交換等の連携を図り、公立保育所における蓄積された経験や実績と、多様な運営母体による民間保育の経験を互いに共有することで、地域全体の保育の質の向上に取り組む。	コロナ禍と重なっていたこともあり、当初の想定どおりに公立保育所と民間保育所における交流を行うことができなかったことから、今後、交流・連携を行えるよう調整を図る。
		民間保育所との共同研修等により保育士の育成などに努めるなど、保育の質の向上を図る。	川越市内の保育の質を高めるため、公立・民間を問わず各保育施設の保育士を対象として実施する「保育施設職員研修会」について、参加者へのアンケート調査や、研修のフォローアップを行うことで、より良い研修となるように努める。
③セーフティネットとしての役割と支援が必要な児童の受け入れ体制の確保	セーフティネットとして保育の受け皿となる役割	災害発生時や民間保育施設の撤退など、不測の事態の発生の際、公立保育所が保育の受け皿として機能することが求められることから、施設や定員数について調整し、必要数の維持を図る。	災害発生時などの不測の事態に際し、公立保育所が保育の受け皿としての役割を果たせるよう、引き続き、必要数の維持等を図る。
	配慮を必要とする児童の受け入れ体制を確保するとともに、民間保育所での受け入れを支援する役割	・困難を抱える家庭が年々増加する傾向にある中、関係機関との連携等が必要となる、障害のある児童等、配慮を必要とする児童の受け入れ体制を確保することが求められる。公立保育所は、関係機関等との連携が他の保育施設等と比較して取りやすいことから、積極的に受け入れ体制を確保する役割を担う。 ・障害のある児童の受け入れにあたっては、当該児童が保育所での集団生活による学びが得られるよう、統合保育の趣旨に鑑み、適切な受け入れ体制を確保するとともに、民間保育施設においても積極的な受け入れが行われるよう支援を図る。	・国の動きを踏まえ、医療的ケア児支援法に基づく、保育所での医療的ケア児の受入れに関する内容を追記する。 ・公立保育所として、引き続き、配慮を必要とする児童の受入れを行うとともに、配慮を必要とする児童の受入れにあたってのノウハウが必要な民間保育所に対し、公立保育所で蓄積されたノウハウを共有する等、配慮が必要な児童の受け皿の間口を広げる取組みも行う。

現行の「公立保育所のあり方」：公立保育所の整備の考え方		見直しの方向性（案）
公立保育所の整備等に関する今後の方向性	・将来の保育サービスの量的動向を見据えて対応することが必要であり、保育サービスの供給が過剰となった場合は、公立保育所において定員数を調整するものとし、具体的には、短期的な対応として、施設定員の弾力化や定員規模の縮小、中長期的な対応として、公立保育所の統廃合などにより需給バランスの調整を図る。 ・公立保育所の老朽化にあたっては、「川越市個別施設計画（公共施設編）」（以下「個別施設計画」という。）で示される目標使用年数を目途に、公立保育所の統廃合や、民間参入を検討するものとし、効率的かつ効果的な保育サービスの提供を目指します。なお、廃止となった保育所の園舎や跡地については、「川越市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）」の考え方のもと、地域の状況も鑑み、施設の転用など、有効活用についても検討する。	現行の「あり方」の考え方を踏襲し、施設の老朽化を考慮しつつ、各区域における保育の需給バランスの調整を図りながら、公立保育所の整備を進める。
保育提供区域の考え方	市域を7区域に細分化しきめ細やかな検討を図るとともに、地域の基幹となる公立保育所として、本庁地区では4園、その他の各区域で1園は維持する方針とする。なお、維持する園数については、就学前児童数等や財政的状況などを考慮し、適宜見直しを行うものとする。	現行の「あり方」の考え方を踏襲し、就学前児童数等や財政的状況などを考慮しつつ、維持する園数について7区域での検討を図る。
現行の「公立保育所のあり方」：公立保育所の運営について		見直しの方向性（案）
職員配置の現状	令和2年度は正規職員の保育士218人、会計年度任用職員（フルタイム）の保育士154人を中心に保育を提供しています。このほか、パートタイムの会計年度任用職員の保育士など182人で保育を支えている状況です。 また、調理や施設用務業務については、正規職員の調理員、用務員と会計年度任用職員の用務員、調理補助員がそれぞれ役割を担っています。	各公立保育所における保育士等の負担感を考慮しつつ、引き続き、適切な職員配置を行う。
運営に関する今後の方向性	①保育士について ・これまで公立保育所が蓄積してきた保育の実績や経験を継承し、公立保育所の役割に基づく保育を実践するなど、将来の保育を維持するために必要な体制を確保するとともに、公立保育の安定性・継続性の観点から保育士の経験年数の平準化に努める。 ・公立保育所における保育の質の確保や、現場で求められる保育ニーズに応えるため、正規職員の保育士を中心に会計年度任用職員と共に保育を提供する。	公立保育所としての役割を実践する等、本市における将来の保育を維持するために必要な体制を確保していくとともに、公立保育所における保育の質を確保するため、正規職員を中心に会計年度職員とともに保育を提供していく。
	②施設の運営について 就学前児童数の推移を捉えた公立保育所の維持や民間保育所等を中心とした保育量を適切に確保するため、市全体の効率的かつ効果的な保育所運営を図ります。こうした中で、公立保育所の運営体制については、施設用務業務など、公立保育所の一部の業務の委託化について検討を行います。	必要な公立保育所の園数を維持することで、就学前児童数の推移を捉えた保育量を適切に確保するとともに、公立保育所の運営体制においては、業務効率化の観点から、部分的な業務委託の検討を行う。
現行の「公立保育所のあり方」：川越市公立保育所のあり方検討の期間		見直しの方向性（案）
・公立保育所の整備検討にあたっては、今後の就学前児童数の推移や施設の老朽化状況などを考慮し長期的な視点で取り組むことが重要であり、保育を取り巻く環境についても適切に対応していくため、5年ごとに「川越市公立保育所のあり方」について見直しを行う。 ・「総合管理計画」及び「個別施設計画」との整合を図り、令和27年度までの今後25年間を見据えた中で、公立保育所の整備等を検討する。		現行の考え方を踏襲し、5年ごとの見直しとする。 また、公立保育所の整備については、引き続き、令和27年度までの長期的な計画として進めていく。